

○ 「トド管理基本方針の一部改正案についての意見・情報の募集について」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方

○ ※行政手続法第 43 条第 2 項に基づき、提出意見は整理又は要約している場合があります。

NO	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>5. 計画採捕数の設定に関し</p> <p>○長年の調査にも関わらず未だ正確な来遊頭数の把握が出来ない状況下、採捕数だけ厳密に定めているが、上記した来遊個体数の削減に結び付かないことを踏まえ、本来の目的である漁業被害減少に結び付く採捕頭数と言えるのか。</p> <p>流水の減少等、海洋環境は年々変化している中、トドの来遊状況並びに漁業被害状況の実態に合わせ柔軟に対応を要望する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新たな方針案においては、漁業被害の軽減及びトド資源の保全の両立を目的としており、PBRに基づき算出された上限の範囲内で計画採捕数を設定することを基本としています。なお、ご懸念の点につきましては、新たな方針案の 9. 点検及び見直しにおいて規定しているとおり、来遊個体群や漁業被害の状況等を踏まえて随時点検し、5年を経過した時点で見直しを行うこととしています。</p>
2	<p>7. 留意事項（4）に関し</p> <p>○平成26年に改定された現行のトド管理基本方針の管理期間において、トドの採捕数の増加が来遊個体数削減に結び付いていない中、トドによる漁業被害金額は減少傾向とされているが、これはトド来遊期間の漁業者の自主休漁、被害を避けるため止むを得ず漁獲対象魚種の転換、漁業者数の減少等の要因があり、行政の調査データには反映されない間接被害は未だ多く、トドによる漁業被害は減少していないとする漁業者の意識も強く、実態に即した漁業被害調査を要望する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>トドの漁業への被害調査については、北海道庁において実施しているところですが、新たな方針案では7. 留意事項（4）において「漁業被害の情報は、管理の効果を評価する上で重要な指標であることから、継続的な情報収集が行われるとともに、その精度向上が図られること。」としており、今後、北海道庁の行う調査を中心に、漁業者の皆様や研究者の方々の協力を得ながら、実態に即した被害の把握に努めてまいります。</p>

3	<p>8. 配慮事項に関し</p> <p>○基本方針の定める年間採捕頭数の採捕枠の一部を北海道が漁業者ハンター以外にも割り当てている。</p> <p>また、ハンターも減少傾向にあるなか、新たに加えられた採捕枠を消化出来るのか不安要素となる。</p> <p>これらの問題を解決すべく『捕獲枠を無駄にせず漁業被害減少に結び付けること』、『漁業者ハンターの人材確保・増加に努める事』を水産庁より北海道に対し強く指導して頂きたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>北海道内の採捕頭数の配分については、北海道庁において決定されると承知しています。ご要望の内容につきましては、漁業者ハンターの人材確保を含め、水産庁担当より北海道庁担当にお伝えいたします。</p>
4	<p>8. (3) に関し</p> <p>○猟銃使用による採捕の揚収率を高めるべく、採捕個体の国による買い取りを要望する。</p> <p>9. 点検及び見直しに関し</p> <p>○引き続き漁業被害防止に効果のある改良漁具等の早期開発を要望する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>採捕されたトドの国による買取り等はありませんが、北海道立総合研究機構等が行う標本収集等について、水産庁の有害生物漁業被害防止総合対策事業による支援を行っているところです。また、トド肉は食肉としての需要があると承知しており、需要開拓を図っていくことが、採捕個体の有効利用に資すると考えます。</p> <p>また、強化網等の改良漁具の普及などの採捕以外の漁業被害軽減対策を推進してまいります。</p>
5	<p>羅臼町は根室海峡を隔てて北方領土国後島と向かい合い、大変厳しい自然環境の中で豊かな海とともに古くから刺網・定置・根付け漁業を中心とした前浜漁業を基幹産業として栄えてきたが、近年はサケ・イカ・ホッケ・スケトウダラ等の漁獲量が大きく減少し、トドによる食害や漁具</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新たな方針案においては、オホーツク海及び千島列島の2つの繁殖個体群について、それぞれPBRに基づき生物学的に差し引いてもいい頭数を算出し、その上で2つの繁殖個体群からトドが我が国沿岸にどのように来遊するか等を推定した上で、日本海側、道東側それぞれの計画採捕頭数を</p>

<p>被害が漁業に与える影響はより顕著化し、漁業経営上の大きな課題となっている。</p> <p>そのため、トドによる地域の窮状と被害状況について隣接組合・町とともに関係機関へ被害軽減対策に向けた継続的な要望を行ってきた経緯にある。</p> <p>今回改正されるトド管理基本方針において、新たに根室海峡が含まれる事となり、根室海峡の採捕数が増枠になった事については感謝しておりますが、近年の調査からサハリン系群と千島列島系群との交流が確認されており、これは以前から見られていた事なのか、それとも近年の急激な環境変化を始めとした何らかの要因によるものかは不明ですが、当地区でもトドの来遊する時期が遅れ、前浜から去る時期も遅くなるなどトドの行動に変化が見られ、これからどう変化していくのか不安視しており、将来的な変化に柔軟に対応するためにも海域を分けて管理するのではなく、平成26年以前と同様に全道枠での管理を望んでいます。</p>	<p>定めています。捕獲される地域によって、それぞれの繁殖個体群に与える影響が異なることから、ご要望の北海道全域における捕獲枠によって管理することは困難となっています。</p> <p>なお、オホーツク海繁殖個体群と千島列島繁殖個体群の交流等について、引き続き調査するとともに、来遊状況に係る漁業者への情報提供を引き続き実施してまいります。</p>
<p>6 トドの被害金額を見ると減少傾向と見受けられる向けもありますが、漁獲金額が減少している中での被害はより深刻であり、トドが居付く事で漁獲量が減少するなど表に出ない間接的被害は多く、現地説明会の中でもトドの忌避行動を用いた被害軽減に向けた効果的な対策について可能性</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>トドによる漁業被害防止については、これまでも水産庁の有害生物漁業被害防止総合対策事業による取組のなかで対応・検討を行っているところですが、今後とも現場からのご意見・情報を十分に伺いながら、さらに実効性のある対策を検討してまいります。</p>

	<p>があるとの発言もあり、採捕以外の効果的な方法の開発について早急に進めて頂きたい。</p>	
7	<p>今般のトド管理基本方針の見直しで、根室海峡海域が明記され、捕獲頭数も増えたことに対して、感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、トドの来遊数については、その年の漁模様によっても増減し、漁業被害の比例します。</p> <p>特にハンターの育成や、捕獲したトドの解体業者などは後継者となる者がいなく高齢化となっている為、現場では追い払い等にも力を入れている所ではありますが、より効果的な追い払い方法や器具等の開発について、国が主導で研究するよう要望します。</p> <p>また、捕獲したトドの個体については、解体業者等の不足から、国による買取り又は、解体することも合わせて要望します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご要望の内容につきましては、これまでも水産庁の有害生物漁業被害防止総合対策事業による取組のなかで対応・検討を行っているところですが、今後とも漁業被害の軽減を図るため、従来の対策を継続しつつ、現場からのご意見・情報を十分に伺いながら、さらに実効性のある対策を検討してまいります。</p> <p>なお、採捕されたトドの国による買取り等は行っていませんが、北海道立総合研究機構等が行う標本収集等について、同事業による支援を行っているところです。また、トド肉は食肉としての需要があると承知しており、需要開拓を図っていくことが、採捕個体の有効利用に資すると考えます。</p>
8	<p>トドの生態や個体数、駆除の影響を科学的かつ慎重に検討し、万が一の大量減少にも備えた良い見直しの転換であると拝見した。</p> <p>ただし、改訂案における「2.定義 (4)採捕数 4. 漁業により意図せず混獲され死亡した個体など上記以外の人為的な要因により死亡した個体」を削ることにについては少々懸</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>従来の方針では、年間の計画採捕数から混獲等による死亡数を差し引いた上で年間のクオータを設定していたことから、ご指摘の混獲等による死亡数を「採捕数」の定義に含めていました。一方、新たな方針案においては、あらかじめ混獲等による死亡数を差し引いた上で年間の計画採捕数を設定する仕組みとしていることから、「採捕数」の定義からは当該項目を</p>

<p>念がある。</p> <p>当項目以下の改訂案より、人為的な死亡個体数の過多への対処が提言されていることは肯けるが、4.の項目が定義に加わっていないければ、混獲や事故と見せかけた補殺が横行することが危惧されるのではないか。</p>	<p>削除したものです。</p> <p>ご懸念の点につきましては、6. 例外的な状況による措置の(4)において、「③混獲数や採捕数の報告に関する著しい不備が確認された場合、必要に応じて、採捕の一時停止等の緊急的な措置をとるとともに、管理方式や計画採捕数の即時見直しを行う。」と規定しているところです。</p>
<p>9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2. (2) 「サハリン」とあるのは「樺太」ではないのか？ ・ 7. (6) の改正趣旨を明らかにすべきだ（一見PBRとは関係しないように見える。）。「社会経済的な視点や地域的な視点」とは具体的に何か？ ・ 別紙にグレーの矢印が記載されているが、グレーの矢印を別紙に書き込むということか？ ・ 別紙参考「北海道庁水産振興課」とあるが「北海道水産振興課」等とすべき。（道庁のウェブサイト等はそのように記載している。） 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり「サハリン」はロシア語の日本語表記であり、樺太のことを指します。本方針においては、千島列島（クリル諸島）について「千島列島」と表記していることを踏まえ、「樺太」と修正します。 ・ 新たな方針案においては、PBRに基づき、算出された上限の範囲内で計画採捕数を設定することを基本としています。一方、ご指摘の「社会経済的な視点や地域的な視点」については、トドの採捕や来遊状況等を含む様々な要因と漁業被害との因果関係を検証する際に必要な視点として記載しており、具体的には、漁業資源や、漁業者の操業状況、魚価の動向など漁業被害額に与える様々な要因を考慮することを想定しています。 ・ ご指摘を踏まえ、別紙のグレーの矢印は削除させていただきます。 ・ ご指摘を踏まえ、課名を付記するときには庁を取ります。また、北海道庁に確認しましたところ「北海道森林海洋環境課」とさせていただきます。

<p>10</p>	<p>トドは高度回遊性動物として、国際的な管理が必要な種だと考えます。この採捕頭数について、国際的な合意は得られているのでしょうか。特に、道東側の知床は、世界自然遺産海域にも隣接しており、IUCNから勧告が出ているはずですが、国内での合意、環境省との連携はどうなっているのでしょうか。</p> <p>漁業被害が10億円と最高時よりも半減してなお、被害発生が続いている、というのは、どのような状況なのでしょう。具体的な数値なしに意思決定をすることはできないと考えますので、その根拠となるデータを出すべきだと思います。</p> <p>また、漁獲が多い場合は被害感情が緩和します。</p> <p>「当面の間、具体的な被害軽減目標は設定しない」ということですが、被害の発生を報告しよう、というモチベーションとして、漁獲高の低迷、将来の不安があると考えられ、これを解決しなければ、被害軽減にはつながらないと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>トドについての国際的な管理の枠組みは存在しませんが、水産庁では、新たな方針案の取りまとめにあたりトド管理検討会を開催しており、トドの生態や資源管理に知見のある専門家や北海道庁が委員として参画しているほか、環境省もオブザーバーとして参加しているところです。</p> <p>また、北海道庁において、トドによる漁業被害額を公表しており、検討会においては当該データを参考として議論を行っております。</p> <p>なお、漁業被害の軽減にあたっては、8. 配慮事項の（2）及び（3）のとおり、採捕以外の被害軽減対策の推進や、揚収個体の水産資源としての利活用促進などに努めてまいります。</p>
-----------	---	--